

新宝物館の建設に向けて

総 務 弓 削 弘 胤

令和五年五月、宗祖親鸞聖人御誕生八五〇年、立教開宗八〇〇年、中興真慧上人五〇〇年忌、聖徳太子一四〇〇年忌の「奉讃法会」を「弥陀のよび声『なもあみだぶつ』を聞いてゆこう」というテーマの基に厳修させていただきました。その奉讃法会の記念事業として、新宝物館の建設を推進しております。これまでの宝物館は、宗祖七〇〇回遠忌法要の記念事業として建設され、六十年ほど経過しておりました。当時としては、鉄筋コンクリート造りの堅牢な建物ではありましたが、老朽化と空調設備がないため、様々な不備をきたして、新宝物館建設の運びとなりました。

真宗高田派本山『専修寺』は、「専修念仏」を推し進め、後の日本仏教界を大きく牽引する力を生み出した、宗祖親鸞聖人とそのお弟子さんたちが書き記した鎌倉時代以降の多くの法宝物が伝えられ、その唯一無二の価値があることから、国宝や重要文化財に指定されております。また、真宗高田派はそれら親鸞聖人ゆかりの法宝物を伝持することにおいても、質量ともに右に出る真宗教団がない存在として、全国的に知られています。そして、親鸞聖人御真筆を含む数百点に及ぶ国宝・

重要文化財指定の聖教や文書、絵画や仏像は、ご本山『専修寺』の至宝でございます。

このように大切に受け継がれてきた親鸞聖人御真筆をはじめとした、法宝物である史資料を未来に向けて確実に受け渡していくとともに、親鸞聖人のみ教えを正確に伝えることが望まれます。そのためにも、温湿度をコントロールし、高い気密性をもった収蔵施設並びに、展示施設の構築をめざしております。また、文化財活用室は、VRの活用等により、普段は、見ることでできない国宝『御影堂』『如来堂』の細部にわたりお見せし、「文字・ことば」の情報を超えて、宗教的体験をしていただくよう準備を進めております。

巻頭言

今なお、新型コロナウイルス感染症は、極めて厳しい状況にあります。感染された方とご家族の方々にお見舞い申し上げるとともに、医療に従事されている方々をはじめ、それぞれの生活を支えておられるすべての方々のご尽力に甚深の謝意を表すものでございます。今後ワクチン接種により、感染が終息されていくことを強く望むところであります。

宗門を取り巻く社会環境は、本山はもとより各御寺院にも年々厳しさを感じさせる状況ではあります。しかし、このような状況であることから、さらにお念仏を大切に、皆さんと共に歩んで参りたいと存じます。難題山積の時代ではありますが、今後とも宗門護持のため、物心両面のご支援ご協力をお願い申し上げます。

宗 達

宗 達 第一一五二号

法主殿来る令和四年三月二十六日午後一時より岡崎市菅生町満性寺聖徳太子千四百年遠忌法会に御親修御親教相成る

令和三年七月八日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一一五二号

法主殿来る令和三年十二月十六日午後一時より真宗高田派専修寺神戸別院報恩講に御親修御親教相成る
令和三年七月十六日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一一五三号

法主殿来る令和三年九月二十三日讚佛会に御親教相成る

令和三年七月十六日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増田修誠

宗 告

宗 告 第一一三三号

お裏方来る令和四年一月二十七日午後一時三十分より真宗高田派専修寺神戸別院婦人会物故者追弔会に御親示相成る

令和三年七月十六日

宗務総長 大僧都 増田修誠
総務 中僧都 藤谷知良
総務 律師 弓削弘胤

宗 告 第 一 一 四 号

来る令和三年九月二十日より同二十六日まで讚佛会執行相成る
令和三年七月十六日

宗務総長

総務

総務

大僧都

中僧都

律師

増

藤

弓

田

谷

削

修

知

弘

誠

良

胤

宗 告 第 一 一 五 号

来る令和三年十月一日より同三日まで資堂講法会執行相成る
令和三年七月十六日

宗務総長

総務

総務

大僧都

中僧都

律師

増

藤

弓

田

谷

削

修

知

弘

誠

良

胤

宗 告 第一一六号

来る令和三年十一月三日より同四日まで納骨堂法会執行相成る

一、日 時 三日、四日

納骨堂 午前十時三十分

御影堂 午前十一時（洪鐘撞止）

一、参 勤 者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用

令和三年七月十六日

宗務総長

総 務

大僧都

中 僧 師

増

藤 弓

田

谷 削

修

知 弘

誠

良 胤

宗 告 第一一七号

来る令和三年十一月五日より同十日まで秋法会執行相成る

一、新加入法会 五日、六日、七日

一、参 勤 者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用

令和三年七月十六日

宗務総長

総 務

大僧都

中 僧 師

増

藤 弓

田

谷 削

修

知 弘

誠

良 胤

任 免

令和三年六月一日

任 福井別院副輪番

福井別院理財員を委嘱する

福井別院責任役員を委嘱する

福井別院評議員を命ずる

福井別院総代を命ずる

福井別院総代を委嘱する

福井別院法務員を命ずる

福井別院世話方を委嘱する

真浄寺住職

聖徳寺

聖徳寺

法光寺

信行寺住職

光照寺住職

榮照寺住職

勝光寺住職

聖徳寺

法光寺

法光寺衆徒

稱名寺

西光寺

法光寺

法光寺

法光寺

勝鬘寺

本流院

日下 康正

内田伊佐夫

水戸守 勉

原田 賢治

波彦野俊香

加藤 智性

藤原 法壽

佐々木俊英

水口 尊

田川 貞一

山下 光了

近藤 輝夫

坪田 昌典

西川 友章

原田 育実

山田 秀一

佐々木雅子

西出ミチコ

福井別院会計監査を委嘱する

専福寺

福井別院佑事を命ずる

福井別院承事を命ずる

福井別院役事を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

福井別院責任役員を命ずる

本田 明人

澤井 照男

佐々本泰秀

陶山 善晴

宮崎 浄忍

奥 高仁

小林 義博

山本 宏弘

山田 登信

徳照 慶壽

鰐淵 堅造

西端 勲

山田 登信

八木 仁司

笹原 徳行

牧野 富夫

尾崎 専一

松浦 廣

山下 光了

藤尾 邦泰

米倉 利幸

甚行寺住職

関東別院総代を命ずる

関東別院総代を委嘱する

関東別院同行
坂倉 敬治
関東別院同行
栗下 治康

林柔寺住職
長 祥隆

関東別院同行
高倉 正夫

関東別院同行
山田 勝治

関東別院同行
出津 正弘

関東別院同行
鬼頭 達也

永福寺住職
藤尾 忠洋

澄泉寺住職
櫻田 親紀

関東別院同行
清水 透

関東別院同行
佐々木了子

関東別院同行
鳥山 博司

永福寺住職
藤尾 忠洋

関東別院同行
清水 透

願壽寺住職
櫻木谷正隆

正福寺住職
英 法悦

延命寺副住職
柳澤 理照

関東別院衆徒
近藤 即証

関東別院衆徒
下村 貢徳

深廣寺衆徒
中瀬 弦夷

正福寺副住職
英 照壽

常國寺衆徒
浅尾 太一

関東別院衆徒
金木 嶺徳

成就院衆徒
天笠 遼徳

関東別院衆徒
伊藤 国清

浄琳寺住職
蘭田 晃利

真像寺衆徒
田口 顕静

常専寺住職
稲毛 千秋

永福寺前住職
栗山 純秀

永福寺住職
藤尾 忠洋

空乗寺住職
大橋 信明

善徳寺住職
相馬 尚教

横濱別院乘願寺同行
田中 諒誼

横濱別院乘願寺同行
武田 玄秀

甚行寺住職
藤尾 邦泰

願信寺住職
永 克利

専福寺住職
小泉 信郎

横濱別院乘願寺同行
武田 玄秀

横濱別院乘願寺同行
田中 文子

横濱別院乘願寺同行
田中 文子

横濱別院乘願寺同行
田中 文子

横濱別院乘願寺同行
田中 文子

横濱別院乘願寺同行
田中 文子

横濱別院乘願寺同行
田中 文子

横濱別院乘願寺同行
田中 文子

関東別院承事を命ずる

関東別院理財員を命ずる

関東別院理財員を委嘱する

関東別院祐事を命ずる

横濱別院乘願寺評議員を委嘱する

横濱別院乘願寺総代を委嘱する

横濱別院乘願寺総代を命ずる

横濱別院乘願寺責任役員を命ずる

横浜別院乗願寺理財員を命ずる 願信寺住職 永 克利
依請解其職 横浜別院乗願寺承事 天笠 健心

三重県亀山市関町越川 西圓寺住職 加藤 讓慈
補 西圓寺住職 西圓寺住職 加藤 正信

住職拜命

令和三年七月二十七日

三重県桑名市南寺町 常信寺副住職 村井 博陸
補 常信寺住職

令和三年七月二十八日 西圓寺住職 加藤 讓慈
三重県亀山市関町越川

依請解其職 常信寺住職 法山 妙珠

三重県松阪市白粉町 常教寺副住職 野村 泰志

三重県亀山市関町萩原 補 光善寺住職代務者

依請解其職 常教寺住職 野村 潔志

北海道赤平市平岸新光町 浄光寺副住職 秦 妙映

補 浄光寺住職

住職代務者

得度

令和三年七月二十七日

三重県鈴鹿市若松東

慧光院 孝曉 准上座格二等

西運寺衆徒

福田孝司郎

三重県四日市市鹿間町

照明院 真海 院家首席二等

海善寺衆徒

今村真太郎

三重県四日市市鹿間町

善照院 百世 院家首席二等

海善寺衆徒

今村 百世

三重県津市大里野田町

龍鳳院 瑛成 院家一等

法流寺衆徒

青木 瑛義

三重県津市一志町井生

正光院 妙里 老分二等

西光寺衆徒

藤原 里彩

三重県鈴鹿市矢橋

光寶院 勁照 中老二等

誓休寺衆徒

中道 勁

愛知県岡崎市岩戸町

慧光院 哲智 大衆分

東照寺衆徒

中川 哲治

布教任命

七月御影堂常在説教(晨朝)

七・一

権中僧都

藤田 正知

七・二

権中僧都

中村 宜成

七・三

律 師

隆 妙灑

七・四

権中僧都

田中 明誠

七・五

権中僧都

里榮 秀教

七・六

少僧都

山中 真論

七・七

権中僧都

中村 宜成

七・八

権少僧都

真置 信海

七・九

大律師

北畠 大道

七・一〇

大僧都

上田 隆順

七・一一

中僧都

青木 義成

七・一二

権少僧都

真置 信海

七・一三

権中僧都

鷲山 了悟

七・一四

大律師

久世 宜範

八・一一
八・一二
八・一三
八・一七
八・一八
八・一九
八・二〇
八・二一
八・二二
八・二三
八・二四
八・二五
八・二六、二七

八月御影堂常在説教

八・七 逮夜
八・八 日中
八・九 逮夜

少僧都 青木 妙法
権中僧都 生桑 崇等
中僧都 青木 義成
律 師 若林 妙百
少僧都 藤澤 真樹
律 師 古芝 智泉
大律師 北畠 大道
律 師 田中 唯聰
大律師 高島 光憲
中僧都 佐藤 弘道
権大僧都 東雲 正乘
権中僧都 中村 宣成
権大僧都 浦井 宗司
権中僧都 安藤 章仁
少僧都 田中 明誠
権中僧都 田中 明誠

大僧都 上田 隆順
権中僧都 藤浦 弘導
律 師 水谷 忍英

八・一〇 日中

高田慈光院 月例法会

七・一〇、一六、二六
八・一〇、二六

報徳園 月例法会

七・一五

権少僧都 高藤 英光

権大僧都 浦井 宗司
権少僧都 高藤 英光

権少僧都 高藤 英光



敬 弔

次の方々が御往生なさいました。謹んで敬弔の意を表します。
令和三年

六・二 北海道赤平市平岸新光町

浄光寺住職 秦 浄憲

贈 大僧都

六・十一 三重県津市河芸町高佐

誓教寺住職 藤田 泰雄

贈 大律師

六・十五 三重県鈴鹿市上箕田

法林寺前坊守 里榮 行子

六・二一 三重県松阪市嬉野宮野町

常照寺前々坊守 藤喜ミチ子



第九十五回 仏教文化講座 報告

法主殿・前門様・御裏方様・新新門様のご臨席を仰ぎ、第九十五回 仏教文化講座が開催された。

本年も昨年に続いてコロナ禍にあり、開催が危ぶまれたが、十分な対策を施し、先生方には御来山いただき対面にて御講義いただけたのは、まことに有り難いことであった。

講師の先生方と講題、講義の内容は次のとおりであった。

● 第一日 法主殿御親講

『往生講式』講読(結)

一 昨年、昨年に続き、専修寺に伝わる永観の『往生講式』を、他の本と比較・校合しながら購読していただくとともに、ここに説かれる往生思想の意義を、宗祖親鸞聖人の往生思想と対比しながら明らかにしていただいた。

『往生講式』の眼目は第四門である「念仏往生

門」で、ここでは、阿弥陀仏の第十八願の他の諸仏の願に対する優位性を説き、阿弥陀仏の本願によらずしてどうして極楽に往生するだろうか。速やかに万事をなげうって一心に称念すべきであると述べるなど、親鸞聖人にも近い、極めて進歩的な念仏往生思想が示されている。

また、永観の思想の集大成とされる『往生拾因』に説かれている内容は、観想念仏の思想が濃厚であることは疑うべくもないが、永観の思想の根幹をなすのは口称念仏であって、同じく観想念仏と口称念仏を説きながら、観想に重きを置く源信の『往生要集』とは対照的である。このことは、『往生拾因』のすべての段が「一心称念阿弥陀仏」で始まっていることから明らかであり、『往生講式』の思想と一致する。

しかし一方で、永観の念仏思想は天台本覚思想の影響から脱却し切れていないのも事実であり、真言密教の影響も少なくない。しかしそれは、圧倒的に密教が優勢であった時代の趨勢によるものであり、時代の制約を超克することはできなかった

た。この点、時代の制約をかなり払拭した法然・親鸞との相違をみる事ができる。

永観とその著作への注目度は低いのが、日本浄土教の展開に、東大寺三論宗の立場から多大な足跡を記した永観は、もっと評価され、注目されるべきである。それにより、天台浄土教以外の浄土教の再評価もされるだろう。今回初公開の専修寺本『往生講式』は、このような課題を投げかけている、とのことであった。

●第二日 学習院大学名誉教授

高埜 利彦 先生

「江戸時代の宗教と専修寺」

日本の歴史は、古代・中世・近世・近代・現代と区分することができるが、現代の諸文化は近世、特に江戸時代の影響を色濃く受けており、現代に活かす歴史研究という意味では、近世を研究すれば十分であるという学者もいるくらい近世は重要であるときれ、その立場から、江戸幕府はどのような宗教政策をとったのかについて明らかにして

いただくとともに、この時代の専修寺の動向についてお話しいただいた。

死後、野ざらしにされるのではなく、菩提寺によって葬儀され、墓におさめられることを民衆は望み、それに応えて仏教各宗派は葬祭や法要、卒塔婆建立を進めて寺院は発展した。幕府はキリスト教や、後には日蓮宗不受不施派を禁止し、幕府が認めた宗教の信仰だけを許容してその証明のために寺請制度を展開したが、この制度は檀家の葬儀執行やもめごと仲介の役をはたすなどして、寺と檀家との結びつきを強め、檀家たちは檀家役を果たして檀那寺を経済的に支えた。

幕府は、中世からの本山・本寺である寺院にその地位を認め、末寺と本末関係を結ばせて宗派の組織化を図り、末寺は末寺役として本山を支えた。現在も機能している、本山―末寺―檀家の関係は、この時代に確立したものであるとのことであった。

江戸時代は武家・公家・神職なども檀那寺をもって寺請を受け、国を挙げて仏教信徒となったが、

仏教以外の神道、修験道、陰陽道などの信仰も禁止されたわけではないとしてその動向について明らかにしていただくとともに、明治から現代に至る宗教政策とそれに伴う宗教界の変遷について説明していただいた。

また、江戸時代の専修寺を、末寺の全国分布、高田派の組織確立、本山組織の観点から概観していただいた。

最後に、近年の両御堂の大修理や国宝指定等は、「法主・宗務―末寺」の関係とその基礎になる末寺と檀家のコミュニティが機能していることの証しであり、「本山―末寺―檀家」の組織全体が金メダルを受けたということであるとのことであった。

● 第三日 龍谷大学名誉教授 深川 宣暢 先生

「他力仏教の構造―世界の中の浄土真宗―」
世界には数々の宗教があるが、その中で仏教は、さらには浄土真宗はどのような位置づけになるのか、そしてその特色はどのようなものなのかにつ

いて、Ⅰ世界の宗教と仏教、Ⅱ仏教の歴史的展開、Ⅲ浄土真宗という仏教という章立てに沿ってお話していただいた。

まず、宗教の分類に、主に三種類あるとして、その中でどの仏教の特色を示していただいた。すなわち、仏教は、民俗宗教に対して世界宗教であり、自然宗教に対しては創唱宗教、多神教か一神教かの分類ではその何れでもなく、ブッダの教えであり、ブッダになる宗教である仏教は、独立した別のカテゴリとしなければならないとのことであった。

ブッダになる宗教としての仏教は、小乗仏教(上座部仏教)と大乘仏教に分類されるが、浄土真宗は大乘仏教である。その中でも、衆生が動く仏教(自力教)に対して、如来が動く仏教(他力教)であり、救いの条件が要請されない頓悟(横超)の仏教である。この仏教は、「わたし」に動きはたっている如来(本願・名号)を信受し、ブッダになっていく仏教であり、名号聞信において救済は成立する。「聞」とは、「仏願の生起本末」を

聞くこと、すなわち「私とは何か」を聞き、「私とは何か」「救いとは何か」を聞いて疑いのないことであり、聞いたそのままが救いの成立する時である。「疑いがない」とは、賢しらな自分の知恵を棄てて、「ああそうだったんですね」と、ありのままに聞くことであると示していたのだ。

最近、ポランティアに関して自力・他力が云々された書物があるが、『御消息』に、「往生はともかくも凡夫のはからいにてすべきことにても候わず」と言われ、「わがはからいのころをもって身・口・意のみだれごころをつくり、めでとうなして浄土へ往生せんとおもおうを自力と申すなり」と言われるように、自力・他力とは、あくまで私が往生し、仏になることについて言われているのであることには、十分に留意すべきであるとのことであった。

● 第四日 宗教学者

正木 晃 先生

「日本仏教はなぜ多様なのか

―多様性がもたらす仏教の未来形―」

たとえば、チベット仏教はほとんどが密教であり、スリランカの仏教はテーラワーダ仏教である。中国の仏教は、今は微弱であり、禅宗と浄土教がわずかに残っているに過ぎず、朝鮮半島の仏教は圧倒的 majority が曹溪宗である。それに対して、日本にはたくさん宗派が残っているのは、明治の廃仏毀釈はあったものの、歴史が比較的穏やかで、神仏混淆の形態が長く維持され、権力が仏教を排除しなかったことと、宗派間の争いがなかったことが理由として挙げられる。

「ブッダに帰れ！」などと言われるが、ブッダの仏教は社会性の否定の上に成り立っていた。そのような仏教は二十一世紀に意義ある存在とは認められず、長い歴史の過程で、社会性を重視する方向へと展開した日本仏教には大きな可能性が秘められている。

しかし、現代における仏教の問題として、教えの内面化の問題がある。内面化は、仏教が暴力と縁がない理由の一つではあるが、それが過剰になり過ぎると、宗教的なエネルギーを失ってしまい、

仏教を思想や哲学として解釈する方向性が強くなりすぎる。それが近代の仏教である。内面化の過程で、日本仏教が眼を背けてきたのが死後世界と霊魂にまつわる領域である。仏教も宗教である以上、死後世界について明確に語る義務がある。しかし近代、霊魂否定論に直結する「無我論」が提示されて以降、日蓮宗と高野山真言宗以外の宗派では、霊魂を否定するか、曖昧な態度を通すかしている。世俗諦のレベルでは、霊魂を認め、霊魂が死後の世界に行くと言わなければならない。

死や死後の世界は、わからない。それを科学に助けてもらおうとするのは宗教の自滅行為である。重要なのは、聖典と祖師たちの言動である。「俱会一処」と経典は説き、親鸞聖人も浄土で待っていると言われている。経典に説かれている、祖師がこう言っている。それがすべてである。それ以上は必要ない。

最後に、僧侶、住職に求められるもの、それは真に尊敬されているかどうか。それが一番重要であるとのことであった。

● 第五日 正泉寺住職 北島 恒陽 先生

「葬祭と仏教」

現在、宗派を超えてほぼ同様に執り行われている葬儀や中陰法要、年忌がどのように形成されたのか、その歴史について諸史料に基づきながらお話しいただいた。

葬送についての最初の記録は『魏志倭人伝』で、ここに邪馬台国の葬送のことが記されている。仏教伝来後は、次第に仏教的要素が加わるが、天武天皇の葬送では、五つの寺で百箇日法要が行われた記録、一周忌が諸寺で営まれた記録がある。また、天武天皇の皇后に当たる持統天皇は、初めて火葬された天皇である。火葬は法相宗の開祖である道昭から始まり普及するが、それは肉体より魂を重んずることによって可能となる葬儀方法で、肉体を大事にする中国ではあり得ない。

葬儀後の法要は、当初は中陰の終わりの四十九日が最後であったが、次第に一周忌を行うようになることが『栄華物語』等に記されている。平安末期からは十三回忌が加わることが『元享釈書』

に見られるが、これは十二支をもとにしており、理にかなった年数のはかり方である。鎌倉時代からは『十王経』に基づいて三回忌が行われるようになり、仏教側がこの経にのっとって三回忌を定着させようとしたと考えられる。三代将軍源実朝は三回忌を行っているが、初代頼朝は行っていない。

七回忌についてははっきりしないが、十三回忌の半分で、陽数である奇数の七をとって七回忌としたものか。日蓮の弟子が七回忌を勤めている。

光厳天皇（一三一三―一三六四）の日記には、世間で三十三回忌が行われていることに触れている。三を重ねて年忌を行う年としたものだろう。親鸞聖人の三十三回忌には覚如上人が『報恩講式』をつくられているが、それはこの時代に三十三回忌が一般化していた証しである。また、三をもう一つ重ねた三三三回忌を、東西本願寺は勤めた。また、干支が二周する二十四年後に二十五回忌を勤めた記録が本願寺には多く残っているのとのことであった。

本年も、それぞれ異なった分野の先生のお話しを聞くことができ、それぞれの分野の知見を深めるとともに、視野を広めることのできた五日間であった。
（仏教文化講座主監 栗原 廣海）

第二十八回 法話発表会

開催日時 九月二日（木）

午前十時より開会式

会場 宗務院二階第一会議室

法話発表会を開催します。僧侶になったばかりの方や、日頃法話をする機会あまりない若手を中心に法話をして頂きます。

これから布教者として歩まれる方を応援する行事です。

※感染症対策のため、本年の聴講は寺族のみとさせていただきます。聴講希望の方は事前に宗務院教学課までお申し込み下さい。

（Ⅷ〇五九―二三二―四一七一）

第四十三回

住職補任研修会実施のお知らせ

標記の件につきまして、住職・住職代務者・副住職規程（宗規第十七号）により、住職補任研修を受講することが、住職及び副住職補任申請の必須条件です。

住職及び副住職を拝命予定の皆様は、早めに受講いただきますようご案内いたします。

研修予定日

令和三年

十月八日(金) 十二時頃～(泊)

九日(土) ～十二時十五分頃、解散予定

研修内容

- ・ 真宗教義と高田派の歴史
- ・ 住職道、布教道
- ・ 宗教法人法
- ・ 寺院規則
- ・ 声明
- ・ 法式作法
- ・ 現状と課題

受講条件

教師資格をお持ちの方

申込み方法

指定の申込書を令和三年九月三十日までに
本山宗務院教学課宛に郵送

FAX (〇五九一二三二一四一四)

メール (kyo-gaku@senjuji.or.jp)

にてお申し込み下さい。

定員十名になり次第受付終了といたします。

詳細につきましては宗務院教学課までお問い合わせ下さい。

(TEL〇五九一二三二一四一七二)



本山行事予定

(九月・十月)

九月二日

第二十八回 法話発表会

十月一日～三日

資堂講法会

十月八、九日

第四十三回 住職補任研修会

十月二十九日

教学院研究発表大会



下付金のお知らせ

平成二十七年度分院号下付金、及び納骨壇加入下付金を専修寺正味財産に計上いたしました。

(令和三年五月三十一日付)

院号冥加金、及び納骨壇加入冥加金の下付金は納入された年度から、五年を経過したものは、専修寺正味財産に計上されるため、交付出来ませんのでご注意ください。

詳しくは宗務院財務課までお尋ね下さい。

真宗高田派共済会のご案内

● 全寺院対象の共済制度 ●

真宗高田派共済会運営規程による給付金制度

○災害見舞金制度

- ・ 本堂全焼及び全壊 100万円
- ・ 本堂半焼及び半壊 60万円
- ・ 庫裏全焼及び全壊 60万円

※災害を証明する書類等が必要です

○祝金制度

- ・ 本堂新築及び改築 60万円
 - ・ 本堂を除く境内建物の新築及び改築 10万円
- ※高田派代表役員の新築・改築承認書と工事契約書の写しが必要です。尚、工事費が壱千万円以上の場合となります。

○住職死亡の場合

在任期間により給付金が異なります

- ・ 住職在任 40年以上 50万円
- ・ 住職在任 30年以上40年未満 40万円
- ・ 住職在任 20年以上30年未満 30万円
- ・ 住職在任 10年以上20年未満 20万円
- ・ 住職在任 10年未満 10万円

○住職退職の場合

上記死亡の場合を適用する

給付及び申請のお問い合わせは、下記の共済会担当までお尋ねください。

〒514-0114

三重県津市一身田町2819番地

真宗高田派宗務院内

真宗高田派共済会

電話 059-232-4171

FAX 059-232-1414

人権擁護啓発活動重点項目

- 一、国際時代にふさわしい人権意識を育てよう。
- 一、子どもの人権を守ろう。
- 一、高齢者の人権を尊重しよう。
- 一、病気・部落などによる差別をなくそう。
- 一、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

令和三年八月二十日印刷
令和三年八月二十日発行

三重県津市一身田町二八一九番地
電話（〇五九）二三三―四一七一
<http://www.senjui.or.jp>

真宗高田派本山専修寺

発行所 宗務院

振替〇〇一五〇―〇一五一九四番

三重県津市一身田町七六五番地

印刷所 相和印刷所

電話（〇五九）二三三―二〇七〇